

《よくあるご質問》

Q1. どうして対象者の年齢を制限しているのですか？目的は何ですか？

A. 今回の事業は、国の方針により特定の年齢の方に対して女性特有のがん検診の受診促進策として実施するものです。国の事業として全国一律の基準により実施されるものですので、ご理解ください。

なお、今回、対象となっていない方で、職場等で検診を受ける機会のない方は、市町村が実施しているがん検診を受けることができます。

Q2. 来年度(平成 22 年度)以降もこの事業を実施するのですか？

A. 国の補助事業であるため、現在のところ未定となっています。国では、今年度の効果を見て検討するとのこと。

●無料クーポン券の取り扱いについて

Q3. クーポン券は誰でも使えるのですか？

A. いいえ、使えません。クーポン券には、氏名、生年月日、住所等が記載されており、本人のみ使用できます。また、医療機関の窓口で、身分証明書による確認をします。

Q4. クーポン券を紛失した、破いてしまったなどの場合、再発行できますか？

A. 原則、再発行はできません。事情により判断しますので、お住まいの市町村担当窓口へお問合せください。

Q5. もうすぐ転居しますが、転居先の市町村でもクーポン券は使用できますか？

A. 転居先の市町村にお問合せください。

Q6. 実家が他市町村にあり、実家のある市町村で受診したいが、クーポン券は使用できますか？

A. 指定された実施機関であれば受けることは可能です。

Q7. 「会社や職場で検診制度がある場合は、市町村のがん検診は受診できない」と聞いているが、このクーポン券で受診できますか？

A. 受診できます。ただし、医学的には 2 年に 1 度の受診で十分な検診効果が

ありますので、1年に2度受診する必要性は低いとされています。

●検診費用について

Q8.すでに子宮がん・乳がん検診を受診したが、さかのぼって自己負担分を払い戻ししてくれますか？

A. このクーポン券が送付された方で、平成21年4月1日以降、「市町村が実施している子宮頸がん検診・乳がん検診」を受診済みの場合は、払い戻しの申請の案内を個別に送付する予定です。その際、無料クーポン券との引き換えが必要となりますので、廃棄等はしないで保管しておいてください。

(注意:職場での検診は払い戻しの対象となりません。また、職場検診以外の人間ドックなどで受けた場合、払い戻しの対象とならない場合がありますので、各市町村の窓口でご確認下さい。)

Q9.子宮「体部がん」検診も無料で受診できますか？

A. 今回の無料クーポン券は、子宮「頸がん」検診のみが対象となっています。体部がん検診も引き続き受診したい場合は、体部がんの検診については自己負担で有料となります。医療機関で説明を受けて下さい。

Q10.無料となる検診内容の他に追加で検査を受けた場合は無料になりますか？

A. 無料にはなりません。追加で受けた部分は全額自己負担となります。医療機関で説明を受けて下さい。